

安芸太田町物品等入札執行要領を次のように定める。

平成28年6月1日

安芸太田町長 小坂 眞 治

安芸太田町物品等入札執行要領

1 趣旨

町が発注する物品等に関する契約（建設工事、測量及び建設コンサルタント等業務を除く。）に係る入札の執行については、安芸太田町財務規則（平成16年規則第42号）その他別に定めるもののほか、この要領によるものとする。

2 入札執行者等

（1）入札執行者

町長は、自ら入札を執行するほか、次の者に入札を執行させることができる。

ア 副町長

イ 総務課長

（2）入札事務補助者

入札執行者（前号の規定により入札を執行するものをいう。以下同じ。）は、入札を行うに当たって、職員に入札事務の執行を補助させることができる。

（3）入札立会者

入札執行者は、入札に必要があるときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせることができる。

3 入札日程の変更及び入札の中止

（1）入札執行者は、天災地変その他やむを得ない理由がある場合を除くほか、入札の日程を変更し、又は入札を中止してはならない。

（2）入札執行者は、入札の日程を変更し、又は入札を中止したときは、直ちにその旨を入札者へ通知しなければならない。

（3）入札執行者は、入札の日程を変更し、又は入札を中止したときは、その事由を明らかにして記録に留めておかななければならない。

4 予定価格調書の保管

入札執行者は、予定価格調書を入札執行に必要な時期まで金庫等に確実な方法で保管しなければならない。

5 入札室

入札執行者は、入札者に入札書を提出させる場所（以下「入札室」という。）の選定に当たっては、入札者が入札書を記入するのに適当な場所と配置を考慮しなければならない。

6 入札執行者の退室禁止

入札執行者は、入札が完了するまでは入札室を離れてはならない。

7 禁止事項

(1) 入札執行者は、入札者が入札執行中に次の行為をすることを禁止しなければならない。

ア 入札執行者が特に必要と認めた場合を除き、入札室から退室し、又は再入室すること。

イ 入札室内で私語、放言等を行うこと。

(2) 入札室には、入札に必要なもの以外を入室させてはならない。

8 入札の開始

入札執行者は、入札の執行に当たっては、入札を開始する旨を宣言する。

9 入札者等の確認

(1) 入札執行者は、前項の宣言を行った後、入札者の商号又は名称を呼び上げて確認するものとする。

(2) 入札執行者は、入札をするものが代理人であるときは、代理人の資格を確認するため、入札書を提出させる前に当該代理権の存在を証する書面（以下「委任状」という。）を提出させなければならない。ただし、既に提出された委任状に有効期間の記載があるときであって、当該有効期間が入札書の提出の時期を含む場合は、この限りでない。

10 内容の確認

入札執行者は、入札書を提出させる前に当該入札に付そうとする事項の内容について疑義又は不明な点がないかどうかを入札者に確認し、落札後に紛議を生じることがないようにしなければならない。

11 入札書の提出

(1) 入札書の提出は、入札箱に書面を投入させることによって行わせるものとする。

(2) 入札執行者は、入札者が提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をさせてはならない。

12 入札の辞退

(1) 一般競争入札において当該入札に参加する資格を認定された者及び指名競争入札において指名を受けた者（以下「入札候補者」という。）の入札辞退は、入札執行の完了に至るまでの間遡時認めるものとする。

(2) 入札候補者の入札執行前に入札辞退は、入札辞退届を入札執行者に直接持参させ、又は入札の前日までに到達するものに限り、郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便。以下同じ。）により提出させるものとする。

- (3) 入札者の入札開始後における入札辞退は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札執行者に直接提出させるものとする。
- (4) 入札を辞退した者に対しては、これを理由として以後の指名等について不利益となる取扱いをしてはならない。

13 開札

- (1) 入札執行者は、入札者全員が入札書を投入したことを確認した後、入札者を立ち会わせて開札しなければならない。
- (2) 前号の場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせなければならない。

14 郵便等による入札

- (1) 入札執行者は、入札保証金の納付を免除した入札の場合に限り、郵便等による入札を認めることができる。
- (2) 郵便等による入札書の提出は、書留郵便その他入札執行者が認める方法によるものとする。
- (3) 入札執行者は、郵便等による入札書があらかじめ定めた日時までに到達したときは、その受付日時を封筒に記入し、金庫等に確実な方法で保管しなければならない。
- (4) 入札執行者は、郵便等による入札書があらかじめ定めた日時より後に到達したときは、その受領日時を封筒に明記し、あらかじめ定めた日時より後に到達した旨を記載した文書を添えて入札者に返送するものとする。
- (5) 第9項第1号及び第10項の規定は、郵便等により入札書の提出をする者について、これを適用しない。

15 落札等

(1) 落札を決定する場合の宣言

入札執行者は、開札の結果、落札となるべき価格の入札をした者が1人あったときは、直ちに落札金額及び落札者の商号又は名称を読み上げ、落札決定及び当該入札が終了した旨を宣言するものとする。

(2) 予定価格の範囲内に入札がない場合の宣言

入札執行者は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がなかったときは、「いずれも予定価格の範囲内ではありません。」と告げ、引き続き再度入札に付す旨又は当該入札を終了する旨を宣言するものとする。

16 くじ引き

- (1) 入札執行者は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者の商号又は名称を読み上げ、くじを引かせ、落札者を定めなければならない。この場合において、開札に立ち会っていない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (2) 前項第1号の規定は、くじ引きによって落札者が定まった場合に準用する。

17 再度入札

- (1) 入札執行者は、開札の結果、落札となる価格の入札がないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の8第3項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、直ちに再度入札に付すものとする。
- (2) 再度入札をするときは、再度入札の執行を宣言し、前回有効な入札の最低入札価格を読み上げるとともに、当該最低入札価格未満の額で入札するよう注意を喚起するものとする。
- (3) 再度入札の回数は、2回までとする。

18 随意契約

- (1) 入札執行者は、競争入札に付して入札者がいないとき、又は再度入札に付し落札者がいないときは、施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約を行うことができる。この場合において、当該入札に係る予定価格その他の条件（契約保証金及び履行期限を除く。）を変更することができない。
- (2) 指名競争入札で初回の入札者が1人である場合並びに一般競争入札及び指名競争入札で1回目の再度入札の入札者が1人の場合は、前号による随意契約を行うことができない。

19 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については町長が定める。

附 則

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。